

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成十二年東京都条例第一百十五号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（現行のとおり）</p> <p>第二章（現行のとおり）</p> <p>第一節 事業活動における環境への負荷の低減（第五条の二 第九条）</p> <p>第一節の二 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減（<u>第九条の二 第九条の七</u>）</p> <p>第二節（現行のとおり）</p> <p>第三節 建築物に係る環境配慮の措置（<u>第十八条 第二十五条</u>）</p> <p>第三節の二 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示（<u>第二十五条の二 第二十五条の七</u>）</p> <p>第四節（現行のとおり）</p> <p>第三章から第七章まで（現行のとおり）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（現行のとおり）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節 事業活動における環境への負荷の低減（<u>第六条 第九条</u>）</p> <p>第二節（略）</p> <p>第三節 建築物に係る環境配慮の措置（<u>第十八条 第二十五条</u>）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第三章から第七章まで（略）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条（略）</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>

一から四まで (現行のとおり)

四の二 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し、若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を熱源とするものに限る。)を使用することをいう。

四の三 再生可能エネルギー 太陽光、風力その他規則で定めるエネルギーをいう。

四の四 ヒートアイランド現象 エネルギーの消費に伴う人工排熱の増加、地表面の被覆の変化等により、地域的に地表及び大気の温度が高くなる現象をいう。

五から十三まで (現行のとおり)

第三条から第五条まで (現行のとおり)

第二章 環境への負荷の低減の取組

第一節 事業活動における環境への負荷の低減

(都内温室効果ガス排出状況の公表)

第五条の二 知事は、毎年、都内における温室効果ガスの総排出量の状況を公表するものとする。

(事業者等との連携及び情報提供)

第五条の三 知事は、事業者、事業者で構成する団体等と連携して、温室効果ガスの排出の抑制のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制のための知見及び技術の普及を図るため、情報の提供その他の措置を講じるものとする。

(地球温暖化対策指針の作成)

一から四まで (略)

五から十三まで (略)

第三条から第五条まで (略)

第二章 環境への負荷の低減の取組

第一節 事業活動における環境への負荷の低減

第五条の四 知事は、事業活動に伴い温室効果ガスの排出を行っている事業者（以下「温室効果ガス排出事業者」という。）が、地球温暖化の対策を推進するための指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）を定めるものとする。

2 地球温暖化対策指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

（地球温暖化対策の推進）

第五条の五 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

2 温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化の対策を推進するため、地球温暖化対策指針に定める組織体制の整備に努めなければならない。

3 温室効果ガス排出事業者は、その事業活動に係る他の温室効果ガス排出事業者が実施する温室効果ガスの排出の抑制のための対策の推進について、協力するよう努めなければならない。

（排出概況確認書の作成等）

第五条の六 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業所（第九条の二第一項に規定する特定エネルギー供給事業者の特定エネルギーの供給に係る規則で定める事業所を除く。）として規則で定めるものを設置し、又は管理している温室効果ガス排出事業者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、毎年度、前年度の事業活動に

伴う温室効果ガスの排出の概況を記載した書面（以下「排出概況確認書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、第七条の二第一項の排出状況報告書、第七条の三第一項の中間報告書又は第七条の五第一項の結果報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第六条 前条の規定により排出概況確認書を提出し、又は第七条の五第一項の規定により結果報告書を提出した地球温暖化対策事業者は、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況並びに規則で定める計画期間（以下この節において「計画期間」という。）における温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）の案を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により行う地球温暖化対策計画書の案の作成に協力しなければならない。

3 地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、地球温暖化対策指針に基づき作成した地球温暖化対策計画書の案を、規則で定めるところにより、知事に提出することができる。

4 知事は、第一項又は前項の規定により地球温暖化対策計画書の案

（地球温暖化対策計画書の作成等）

第六条 温室効果ガスの排出（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第四項の温室効果ガスの排出をいう。以下同じ。）の量が相当程度多い事業所として規則で定めるところを設置し、又は管理している者（以下「地球温暖化対策事業者」という。）は、規則で定めるところにより、事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況、当該温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標その他の地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書（以下「地球温暖化対策計画書」という。）を、知事が定める地球温暖化対策計画書の作成に関する指針（以下「地球温暖化対策指針」という。）に基づき作成し、知事に提出しなければならない。

2 知事は、地球温暖化対策指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

3 国及び地方公共団体の事務及び事業については、地球温暖化対策計画書の作成を行うことを要しない。

を提出した事業者（以下「計画書案提出事業者」という。）に対し、当該地球温暖化対策計画書の案の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

5 前項の規定による指導又は助言を受けた計画書案提出事業者は、地球温暖化対策計画書の案について、当該指導又は助言の内容を勘案して検討を加え、地球温暖化対策計画書を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

6 知事は、第一項又は第三項の規定により提出された地球温暖化対策計画書の案の内容について指導及び助言をする必要がないと認めるときは、規則で定めるところにより、その旨を計画書案提出事業者に通知するものとする。この場合においては、当該地球温暖化対策計画書の案を前項の地球温暖化対策計画書とみなし、第一項又は第三項の規定による提出を前項の規定による提出とみなす。

（地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進）

第七条 地球温暖化対策計画書を提出した事業者（以下「計画書提出事業者」という。）は、当該地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策を推進するものとする。

2 地球温暖化対策事業者が設置し、又は管理する事業所の一部を使用して事業活動を行う地球温暖化対策事業者以外の温室効果ガス排出事業者は、当該地球温暖化対策事業者が前項の規定により推進する地球温暖化の対策について、協力するものとする。

（排出状況報告書の作成等）

（地球温暖化の対策の推進）

第七条 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

第七条の二 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書を提出した年度（以下「開始年度」という。）の翌年度から計画期間の終了する年度まで、毎年度、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化の対策の進ちょく状況を記載した報告書（以下「排出状況報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。ただし、次条第一項の中間報告書を提出することとなる年度においては、この限りでない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による排出状況報告書の作成について準用する。

（中間年度における地球温暖化対策計画書の見直し）

第七条の三 計画書提出事業者は、計画期間の中間年度として規則で定める年度に、開始年度から中間年度の前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書（以下「中間報告書」という。）を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の中間報告書の作成について準用する。

3 知事は、中間報告書を提出した計画書提出事業者に対し、当該中間報告書の内容を勘案し、地球温暖化対策計画書の内容について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができるとする。

- 4 中間報告書を提出した計画書提出事業者は、地球温暖化の対策の一層の推進を図るため、次に掲げる事項を勘案して、地球温暖化対策計画書の内容について必要な見直しを行うものとする。
 - 一 中間報告書の内容
 - 二 前項の規定による指導又は助言（当該指導又は助言を受けたときに限る。）
- 5 第七条第二項の規定は、前項の規定により見直しが行われた地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進について準用する。
- 6 計画書提出事業者は、地球温暖化対策計画書の内容のうち、規則で定める事項について変更をしたときは、当該変更後の地球温暖化対策計画書を、中間報告書の提出後、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

（計画の中止）
- 第七条の四 事業活動の縮小若しくは廃止により温室効果ガスの排出の量が相当程度少なくなった者又は事業活動の内容の変更に伴い温室効果ガスの排出に係る施設、設備等の状況が著しく変更された者として規則で定める計画書提出事業者は、規則で定めるところにより、地球温暖化対策計画書の内容に関し、中止を申請することができる。
- 2 知事は、前項の規定による申請を適当と認めるときは、当該申請を承認することができる。
- 3 知事は、前項の規定による承認をしたときは、第一項の規定によ

る申請をした計画書提出事業者に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた計画書提出事業者は、当該通知の日以降、第一項の規定により中止を申請した地球温暖化対策計画書に係る排出状況報告書及び中間報告書の提出を要しない。

(結果報告書の作成等)

第七条の五 計画書提出事業者は、計画期間の終了の日又は前条第三項の規定による通知を受けた日から規則で定める日までに、開始年度から前年度までの事業活動に伴う温室効果ガスの排出の状況及び地球温暖化対策計画書に基づいて実施した地球温暖化の対策の結果を記載した報告書(以下「結果報告書」という。)を、地球温暖化対策指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

2 第六条第二項の規定は、前項の規定による結果報告書の作成について準用する。

(地球温暖化対策計画の公表)

第八条 地球温暖化対策事業者又は計画書提出事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

一 第五条の六の排出概況確認書

二 第六条第五項の地球温暖化対策計画書(同条第六項の規定により地球温暖化対策計画書とみなされた地球温暖化対策計画書の案を含む。)

(地球温暖化対策計画の公表等)

第八条 地球温暖化対策事業者は、第六条第一項の規定により、地球温暖化対策計画書の提出をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

2 地球温暖化対策事業者は、地球温暖化対策計画書に基づいて行った地球温暖化の対策の結果について、規則で定めるところにより、知事に提出し、及び公表しなければならない。

- 三 第七条の二第一項の排出状況報告書
 - 四 第七条の三第一項の中間報告書
 - 五 第七条の三第六項の規定による提出に係る変更後の地球温暖化対策計画書
 - 六 前条第一項の結果報告書
- 2 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があったときは、規則で定めるところにより、その内容を公表するものとする。
- (地球温暖化対策計画書等の評価)
- 第八条の二 知事は、前条第一項第二号及び第四号から第六号までに掲げる書面の提出があったときは、その内容について、地球温暖化対策指針に基づき、評価するものとする。
- 2 知事は、前項の規定による評価をしたときは、規則で定めるところにより、その評価の内容を計画書提出事業者に通知するものとする。
 - 3 知事は、第一項の規定による評価において、地球温暖化対策指針に基づき、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置及び目標、当該措置の実施状況又は当該目標の達成状況等が優良であると認める計画書提出事業者について、規則で定めるところにより、その評価の内容を公表するものとする。
 - 4 知事は、中間報告書又は結果報告書の内容に基づき、専門的知識を有する者の意見を聴き、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況又は目標の達成状況等が特に優良であると認める計画書提出事業者について、表彰することができる。

(指導及び助言)

第八条の三 知事は、計画書提出事業者の地球温暖化対策計画書に基づく地球温暖化の対策の推進が地球温暖化対策指針に照らして不十分であると認めるときは、当該計画書提出事業者に対し、地球温暖化の対策の推進のための措置に係る事項について、地球温暖化対策指針に基づき、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第九条 知事は、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第五条の六又は第六条第一項の規定による提出をしなかったとき。

二 第六条第五項、第七条の二第一項、第七条の三第一項若しくは第六項又は第七条の五第一項の規定による提出をしなかったとき。

三 第八条第一項の規定による公表をしなかったとき。

四 正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、地球温暖化対策指針に照らして、地球温暖化の対策の推進が著しく不十分であるとき。

2 知事は、前項第四号の規定による勧告を行おうとする場合においては、あらかじめ専門的知識を有する者の意見を聴くものとする。

第一節の二 エネルギー供給事業における環境への負荷の低減

(勧告)

第九条 知事は、地球温暖化対策事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該地球温暖化対策事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

一 第六条第一項又は前条第二項の規定による提出をしなかったとき。

二 前条第一項又は第二項の規定による公表をしなかったとき。

(エネルギー環境計画指針の作成)

第九条の二 知事は、都内に規則で定めるエネルギー(以下「特定エネルギー」という。)を供給している事業者のうち規則で定めるもの(以下「特定エネルギー供給事業者」という。)(が、特定エネルギーの供給において地球温暖化の対策を推進するための指針(以下「エネルギー環境計画指針」という。))を定めるものとする。

2 エネルギー環境計画指針は、科学的知見、技術水準その他の事情を勘案して作成するものとし、必要に応じて改定するものとする。

3 知事は、エネルギー環境計画指針を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(エネルギー環境計画書の作成等)

第九条の三 特定エネルギー供給事業者は、毎年度、都内への特定エネルギーの供給に関し、次に掲げる地球温暖化の対策に関する事項を定めた計画書(以下「エネルギー環境計画書」という。))を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一 規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

二 特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られる特定エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

三 その他地球温暖化の対策に関する事項

(エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の推進)

第九条の四 特定エネルギー供給事業者は、エネルギー環境計画書に基づき、地球温暖化の対策の推進に努めなければならない。

(エネルギー状況報告書の作成等)

第九条の五 特定エネルギー供給事業者は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「エネルギー状況報告書」という。)を、エネルギー環境計画指針に基づき作成し、規則で定めるところにより、知事に提出しなければならない。

一 前年度の特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量

二 前年度の規則で定める単位当たりの特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量

三 前年度の特定エネルギーの供給の量に対する再生可能エネルギー又は再生可能エネルギーを交換して得られた特定エネルギーの供給の量の割合

四 エネルギー環境計画書に基づく地球温暖化の対策の進捗状況

(エネルギー環境計画等の公表)

第九条の六 特定エネルギー供給事業者は、次に掲げる書面を提出したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその内容を公表しなければならない。

一 第九条の三のエネルギー環境計画書

二 前条のエネルギー状況報告書

2 知事は、前項各号に掲げる書面の提出があつたときは、規則で定

めるところにより、その内容を公表するものとする。

(勧告)

第九条の七 知事は、特定エネルギー供給事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、特定エネルギー供給事業者に対し必要な措置をとることを勧告することができる。

- 一 第九条の三又は第九条の五の規定による提出をしなかったとき。
- 二 前条第一項の規定による公表をしなかったとき。

第二節 フルオロカーボンの管理

第十条から第十七条まで (現行のとおり)

第三節 建築物に係る環境配慮の措置

(建築主の責務)

第十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の新築又は増築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、建築物及びその敷地に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(配慮指針の作成)

第十九条 知事は、規則で定める規模を超える建築物(以下「特定建築物」という。)(の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)(が、特定建築物及びその敷地(以下「特定建築物等」という。)(に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの

第二節 フルオロカーボンの管理

第十条から第十七条まで (略)

第三節 建築物に係る環境配慮の措置

(建築主の責務)

第十八条 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第一号に規定する建築物(以下「建築物」という。)の新築又は増築(以下「新築等」という。)をしようとする者は、建築物に係るエネルギーの使用の合理化、資源の適正利用及び自然環境の保全について必要な措置を講じ、環境への負荷の低減に努めなければならない。

(配慮指針の作成)

第十九条 知事は、規則で定める規模を超える建築物(以下「特定建築物」という。)(の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」という。)(が、建築物に起因する環境への負荷の低減を図るため、エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用及び自然環境の保全に

使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る措置について配慮すべき事項、当該措置についての取組状況の評価その他の事項についての指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2及び3（現行のとおり）

（配慮指針に基づく環境配慮の措置）

第二十条 特定建築主は、その特定建築物等について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

（建築物環境計画書の作成等）

第二十一条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境への配慮のための措置についての計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であつて規則で定める時期までに、知事に提出しなければならない。

一（現行のとおり）

二 特定建築物等の名称及び所在地

三 特定建築物等の概要

四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用、自然環境の保全及びヒートアイランド現象の緩和に係る環境への配慮のための措置

五 前号に掲げる措置についての取組状況の評価

六（現行のとおり）

係る措置について配慮すべき事項その他の事項についての指針（以下「配慮指針」という。）を定めるものとする。

2及び3（略）

（配慮指針に基づく環境配慮の措置）

第二十条 特定建築主は、その特定建築物について、配慮指針に基づき適切な環境への配慮のための措置を講じなければならない。

（建築物環境計画書の作成等）

第二十一条 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した特定建築物に係る環境への配慮のための措置についての計画書（以下「建築物環境計画書」という。）を作成し、建築基準法第六条第一項の規定に基づく確認の申請又は同法第十八条第二項の規定に基づく通知の前であつて規則で定める時期までに、知事に提出しなければならない。

一（略）

二 特定建築物の名称及び所在地

三 特定建築物の概要

四 エネルギーの使用の合理化、資源の適正利用及び自然環境の保全に係る環境への配慮のための措置

五（略）

2 (現行のとおり)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第二十二條 前条第一項の規定により建築物環境計画書を提出した者は、建築物環境計画書を提出してから当該特定建築物等に係る工事が完了するまでの間に、同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更する事項に係る工事に着手する前であつて規則で定める時期までに、その旨を知事に届け出なければならぬ。ただし、軽微な変更その他規則で定める場合についてはこの限りでない。

2 (現行のとおり)

(工事完了の届出)

第二十三條 第二十一條第一項の規定により建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物等の新築等に係る工事(前条第一項の変更する事項に係る工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 (現行のとおり)

(表示基準の作成)

第二十三條の二 知事は、特定建築物のうち、その全部又は一部が構造上数個の部分に区分され、それぞれの部分を独立して住居の用に供することができる建築物で規則で定めるもの(以下「特定マンション」という。)及びその敷地に係る第二十一條第一項第五号の取組状況の評価のうち規則で定めるものが示す当該特定マンション及びその敷地の環境への配慮に係る性能(以下「マンション環境性能

2 (略)

(建築物環境計画書の変更の届出)

第二十二條 前条第一項の規定により建築物環境計画書を提出した者は、建築物環境計画書を提出してから当該特定建築物に係る工事が完了するまでの間に、同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更する事項に係る工事に着手する前であつて規則で定める時期までに、その旨を知事に届け出なければならない。ただし、軽微な変更その他規則で定める事項についてはこの限りでない。

2 (略)

(工事完了の届出)

第二十三條 第二十一條第一項の規定により建築物環境計画書を提出した者は、特定建築物の新築等に係る工事(前条第一項の変更する事項に係る工事を含む。)が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 (略)

「という。」(の評価を記載した標章)以下「マンション環境性能表示」という。(の表示方法その他の事項に関する基準)以下「表示基準」という。(を定めるものとする。)

2 知事は、表示基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(特定マンションの環境性能の表示等)

第二十三条の三 特定建築主のうち特定マンションの新築等をしようとする者(以下「特定マンション建築主」という。)(は、特定マンションの販売を目的とした規則で定める広告をしようとするとき、又は他人に販売若しくは媒介の委託を行った場合において当該販売若しくは媒介の委託を受けた者(以下「マンション販売受託者」という。)(が販売を目的とした規則で定める広告をしようとするときは、表示基準に基づき、当該広告中にマンション環境性能表示を表示し、又はマンション販売受託者をして表示させなければならない。ただし、規則で定める広告については、表示し、又は表示させることを省略することができる。

2 前項に規定する場合において、マンション販売受託者は、特定マンション建築主が行うマンション環境性能表示の表示に協力しなければならない。

3 特定マンション建築主は、最初に第一項の規定による表示をし、又は表示をさせたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(マンション環境性能の説明)

第二十三条の四 特定マンション建築主及びマンション販売受託者は、特定マンションを販売しようとするときは、当該特定マンションを購入しようとする者に対し、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能の内容を説明するよう努めなければならない。

(マンション環境性能表示の変更の届出等)

第二十三条の五 特定マンション建築主は、第二十三条の三第一項の規定によりマンション環境性能表示を表示し、又は表示させた後、当該マンション環境性能表示の内容に変更が生じた場合において、変更後のマンション環境性能表示を表示し、又は表示させたときは、規則で定める日までに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 特定マンション建築主は、第二十一条第一項第一号又は第二号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 特定マンション建築主及びマンション販売受託者は、第一項の変更が生じたときは、特定マンションを購入しようとする者又は購入した者に対して、当該変更の内容を説明するよう努めなければならない。

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定建築主に対し、その特定建築物等について第二十条に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置に係る事項について必要

(指導及び助言)

第二十四条 知事は、特定建築主に対し、その特定建築物について第二十条に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、環境への配慮のための措置に係る事項について必要な

な指導及び助言を行うことができる。

- 2 知事は、特定マンション建築主又はマンション販売受託者に対し、その特定マンションについて前三条に規定する措置の確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該特定マンション及びその敷地に係るマンション環境性能表示の表示又はマンション環境性能の内容の説明に係る事項について必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

- 第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第二十二條第一項、第二十三條第一項、第二十三條の三第三項、第二十三條の五第一項若しくは第二項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

- 2 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条第一項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該特定建築物等の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 3 知事は、特定マンション建築主が、正当な理由なく前条第二項の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十三條の三第一項の規定による表示が表示基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定マンション建築主に対し、必要な措置を講ずること

指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

- 第二十五条 知事は、建築物環境計画書の提出を行うべき者又は第二十二條第一項若しくは第二十三條第一項の規定による届出を行うべき者が、正当な理由なく、建築物環境計画書の提出又は当該届出を行わない場合は、その者に対し、相当の期間を定めて、当該建築物環境計画書の提出又は当該届出を行うことを勧告することができる。

- 2 知事は、特定建築主が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、当該特定建築物の環境への配慮のための措置が配慮指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定建築主に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

とを勧告することができる。

第三節の二 家庭用電気機器等の省エネルギー性能等の表示
(家庭用電気機器等販売事業者の責務)

第二十五条の二 家庭用電気機器等(一般消費者が通常生活の用に供する電気機器その他の機械器具で、エネルギー使用に伴う温室効果ガスの排出の量が相当程度多くなるおそれのあるものをいう。以下同じ。)を販売する事業者(以下「家庭用電気機器等販売事業者」という。)は、当該家庭用電気機器等を購入しようとする者に対し、当該家庭用電気機器等に係るエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供するよう努めなければならない。

(相対評価方法等基準の作成)

第二十五条の三 知事は、家庭用電気機器等のうち、規則で定めるもの(以下「特定家庭用機器」という。)のエネルギーの使用の合理化に関する性能に係る相対的評価(以下「相対評価」という。)の方法その他の基準(以下「相対評価方法等基準」という。)を定めるものとする。

2 知事は、相対評価方法等基準を定め、又は改定したときは、その内容を公表するものとする。

(省エネルギー性能等の表示)

第二十五条の四 一の販売店において特定家庭用機器を規則で定める台数以上陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者(以下「特定家庭用機器販売事業者」という。)は、当該販売店において、当

該規則で定める台数以上陳列する特定家庭用機器について、相對評價その他の規則で定めるエネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能等（以下「省エネルギー性能等」という。）を示す事項を記載した知事が定める書面を、相對評價方法等基準に基づき作成し、当該特定家庭用機器の見やすい位置に掲出しなければならない。

2 一の販売店において特定家庭用機器を前項の規則で定める台数未満陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者は、当該販売店において、当該規則で定める台数未満陳列する特定家庭用機器に前項に規定する書面を掲出することができる。

（特定家庭用機器製造等事業者の責務）

第二十五条の五 特定家庭用機器の製造又は輸入の事業を行う者（以下「特定家庭用機器製造等事業者」という。）は、当該特定家庭用機器を販売店において陳列して販売する家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該特定家庭用機器について、省エネルギー性能等を示す事項の情報を提供しよう努めなければならない。

2 前項に定めるほか、家庭用電気機器等の製造又は輸入の事業を行う者は、家庭用電気機器等販売事業者に対し、当該家庭用電気機器等について、エネルギーの使用の合理化その他地球温暖化の防止に係る性能についての情報を提供しよう努めなければならない。

3 知事は、特定家庭用機器製造等事業者に対し、当該特定家庭用機器製造等事業者が製造し、又は輸入した特定家庭用機器に係る省エネルギー性能等を示す事項について、報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第二十五条の六 知事は、特定家庭用機器販売事業者及び第二十五条の四第二項の規定により書面を掲出する家庭用電気機器等販売事業者に対し、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項を記載した書面の掲出に関し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告)

第二十五条の七 知事は、特定家庭用機器販売事業者が、正当な理由なく前条の規定による指導及び助言に従わず、かつ、第二十五条の四第一項の規定による書面の掲出を行っていないと認めるときは、当該特定家庭用機器販売事業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

第四節 地域冷暖房計画 (現行のとおり)

第三章から第五章まで (現行のとおり)

第六章 雑則

第二百五十一条及び第二百五十二条 (現行のとおり)

(立入調査)

第一百五十三条 知事は、第六条第四項、第七条の三第三項、第七条の四第二項、第八条の二第一項及び第四項、第八条の三、第九条第一項並びに第一百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者又は計画書提出事業者の同意を得て、その設置し、又は管理している事業所、事務所その他の場所に立ち入り、温室効果ガスの排出の抑制に係る措置の実施状況について調査させることができる。

第四節 地域冷暖房計画 (略)

第三章から第五章まで (略)

第六章 雑則

第二百五十一条及び第二百五十二条 (略)

(立入調査)

2| 知事は、第二十四条及び第二十五条並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主又はマンション販売受託者の同意を得て、その特定建築物等、事務所その他の場所に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置又はマンション環境性能表示の実施状況について調査させることができる。

3| 知事は、第二十五条の六及び第二十五条の七並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定家庭用機器販売事業者の同意を得て、その販売店、事務所その他の場所に立ち入り、特定家庭用機器の省エネルギー性能等を示す事項の掲出の実施状況について調査させることができる。

4| 前三項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定建築主、マンション販売受託者、特定家庭用機器販売事業者その他の関係人に提示しなければならない。

第百五十四条 (現行のとおり)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地球温暖化対策事業者、計画書案提出事業者、計画書提出事業者、特定エネルギー供給事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定建築主、特定家庭用機器販売事業者又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることが

第百五十三条 知事は、第二十四条及び第二十五条並びに第百五十六条第一項の規定の施行に必要な限度において、その職員に、特定建築主の同意を得て、特定建築物に立ち入り、配慮指針に基づく環境への配慮のための措置の実施状況について調査させることができる。

2| 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、特定建築主その他の関係人に提示しなければならない。

第百五十四条 (略)

(報告の徴収)

第百五十五条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、地球温暖化対策事業者、特定機器の整備等を行う事業者、特定機器を廃棄する事業者、回収事業者、処理事業者、特定建築主又は公害を発生させ、若しくは発生させるおそれがある者に、必要な事項を報告し、又は資料を提出させることができる。

<p>できる。</p> <p>2 (現行のとおり) (違反者の公表)</p> <p>第二百五十六条 知事は、<u>第九条第一項、第九条の七、第十七条、第二十五条、第二十五条の七、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による</u>勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2から4まで (現行のとおり)</p> <p>第二百五十七条 (現行のとおり)</p> <p>第七章 (現行のとおり)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(違反者の公表)</p> <p>第二百五十六条 知事は、<u>第九条、第十七条、第二十五条、第三十二条、第三十六条、第四十条、第四十八条又は第五十六条の規定による</u>勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。</p> <p>2から4まで (略)</p> <p>第二百五十七条 (略)</p> <p>第七章 (略)</p>
---	---